公益財団法人前橋市まちづくり公社役員等の報酬等及 び費用に関する規則

平成30年2月1日 規則第2号

改正 令和 5年 2月27日規則第 9号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人前橋市まちづくり公社(以下「公社」という。)定款第 14条及び第32条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定める ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいい、定款第11条に定める評議員と併せて役員等という。
 - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。) 第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
 - (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

(令5規則9・一部改正)

(報酬の支給)

- 第3条 公社は、理事、監事及び評議員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事の報酬は月額として、理事長、専務理事及び常務理事を除く役員に対しては理事会等への出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員の報酬は、定款第14条に定める金額の範囲以内で、評議員会等への出席の都度、 定額を支払うことができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前橋市の常勤の特別職、一般職の職員及び公社の常勤の職員である役員並びに前橋市の常勤の特別職及び一般職の職員である評議員には報酬は支給しない。

(令5規則9・一部改正)

(報酬の額の決定)

- 第4条 理事長、専務理事及び常務理事の報酬は、別表第1「年間報酬総額」に定める額と する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事を除く役員及び評議員の報酬は、別表第2「役員等の会 議出席に係る報酬」に定める額とする。

(令5規則9・一部改正)

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 公社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求 のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もっ て支払うものとする。

(公表)

第7条 公社は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規則は、公益財団法人前橋市まちづくり公社への移行の登記を行った日から施行する。
- 2 公益財団法人前橋市まちづくり公社定款第32条第1項の規定に基づき、評議員会で議 決した「平成28年議案第2号一般財団法人前橋市文化スポーツ振興財団常勤の理事及び 監事の報酬総額の変更について」は、廃止する。

附 則(令和5年2月27日規則第9号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)(令5規則9・一部改正)

常勤理事の年間報酬総額

区分	報 酬 の 額
理事長、専務理事及 び常務理事	(年間総額) 15,000,000円以内

別表第2 (第4条関係) (令5規則9・一部改正)

役員等の会議出席に係る報酬

区分	報酬の額
理事長、専務理事及 び常務理事を除く役 員	(日額) 8,200円
評議員	(日額) 8,200円